

旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議（第2回）確認事項

優生保護法被害全国原告団（以下「原告団」という。）、優生保護法被害全国弁護団（以下「弁護団」という。）及び優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会（以下「優生連」という。）と、国（内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助）、法務大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣をいう。以下同じ。）は、令和6年9月30日に締結した基本合意書に基づき、令和7年9月30日、旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議（第2回）を開催し、以下のとおり合意したことを確認した。

なお、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）は、旧優生保護法改正後の母体保護法を所管する立場であり、また、関係府省庁を代表する立場として署名するものである。

また、この確認事項に記載のない事項については、この協議の議事録による。

第1 国の責任の明確化と謝罪について

国は、憲法違反の旧優生保護法を執行し、同法に基づき、あるいは同法の存在を背景として、被害者に対し筆舌に尽くしがたい苦痛と苦難を与えてきたことを真摯に反省し心から謝罪するとともに、その法的責任を踏まえ、被害者の被害及び名誉の回復、優生思想に基づく障害者に対する偏見差別の根絶等、旧優生保護法問題の全面解決に向けて、全力を尽くし取り組むことを約束する。

第2 補償法に基づく全ての被害者に対する補償の実現について

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」（以下「補償法」という。）の施行から8ヶ月余が経過し、月を追うごとに相談件数、請求件数が減少している。

国は、補償法に基づき、全ての被害者に対し、着実に、かつ速やかに謝罪と補償を届けられるよう、原告団、弁護団及び優生連の意見を真摯に受け止め、以下のとおり、各施策につき誠実に、かつ全力で対応することを約束する。

（1）相談窓口、相談体制の整備

国及び各都道府県における相談窓口を整備し、相談及び申請に際しての合理的配慮及び情報保障（手話を含む）を徹底する。各都道府県における相談・請求件数に格差が生じている現状を受け、全都道府県において十分な相談体制が整備されるよう、努力を行う。

また、この間の相談件数等の減少も踏まえ、被害者がより身近で安心してアクセスできる場所的・人的な相談体制の構築、充実化等にむけて、引き続き作業部会において誠実に協議する。

（2）広報、周知等の徹底

全ての被害者に情報が行き届くよう、合理的配慮・情報保障を尽くした形での広報、周知を、あらゆる手段で、かつ継続的に実施する。

全国民に向けた広報のみならず個別の対応も充実させるべく、今般協議の上で作成した補償法に関するリーフレットを周知のために広く活用する。障害者手帳・自立支援医療受給者

証の保有者に対する送付を検討し、仮にそれが困難な場合には全戸配布の実施も含め、引き続き作業部会において協議する。その他、効果的な周知広報の方策について、関係府省庁とも協議しながら検討する。

(3) 個別通知（個別対応・アプローチ）の実施

所在が把握できた被害者に対する個別通知（個別対応・アプローチ）について、実施中・実施予定の都道府県が半数に満たない現状も踏まえ、全都道府県が個別通知（個別対応・アプローチ）について積極的に実施するよう、引き続き、国から全都道府県への積極的な働きかけ及び必要十分な財政支援を行う。

(4) 被害者の徹底的な調査の実施

一人でも多くの被害者を把握し、補償を届けるために、国及び各都道府県が保有する資料の調査に加え、医療機関、福祉施設、学校等が保有する資料についても徹底的な調査が可能となるよう、個人情報取り扱いについての周知のみならず、都道府県による関係機関への調査が円滑となるような取組の検討・実施を含め、関係府省庁が協力の上、全都道府県への積極的な働きかけ及び必要十分な財政支援を行う。

(5) その他、あらゆる施策の実施

その他、全ての被害者に確実に補償を届けるため、作業部会等において協議を重ねつつ、あらゆる施策を検討し、実施する。

第3 恒久対策の実施について

国は、二度と同じ過ちを繰り返さないよう、優生思想及び障害者に対する偏見差別を根絶するとともに、障害の有無にかかわらず子を生み育てるか否かについて、また自分の身体について自ら意思決定できる社会、さらには障害者権利条約が掲げる、全ての人が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく、尊厳が尊重される社会を実現すべく、以下の諸施策等の実施に全力を尽くすことを約束する。

(1) 優生保護法被害者の被害及び名誉の回復に向けた施策

謝罪広告をはじめ、可能な限り、全ての被害者の名誉回復のための措置を検討し、継続的に実施する。具体的な施策の実施にあたっては、障害当事者に適切に届くよう、合理的配慮・情報保障を尽くした形で実施すべく、作業部会において引き続き協議する。

(2) 真相究明、再発防止のための調査・検証事業への協力

補償法第33条に基づく調査・検証事業が円滑に、かつ徹底的に実施されるために、国として自治体の保有する資料の調査や関係者のヒアリング等で協力要請があった場合に適切に対応するなど最大限の協力をを行い、適切にその責任を果たす。

(3) 偏見差別の根絶にむけた立法措置及び教育等の施策の推進

優生思想に基づく偏見差別の根絶を図り、全ての人が尊重される社会を実現するため、法制度の在り方を含め、教育・啓発等の諸施策を検討し取り組むことに全力を尽くす。

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画（以下「行動計画」という。）については、計画に盛り込んだ各施策を着実に実施するため、継続的なフォローアップを行うとともに、原告団・弁護団・優生連の意見も踏まえ、取組や施策を推進する。

2025年3月27日実施の第1回定期協議で確認された以下の作業部会の各テーマ等については、作業部会等において、各課題、施策の具体化等に向けて、積極的に議論を重

ねる。

【第1作業部会：被害者の被害回復にむけた作業部会】（本要請書第2にも関連）

- ① 補償法の完全実施（全ての被害者に、あらゆる方法で、確実に届ける）にむけた議論
- ② 母体保護法下における被害の検討 等

【第2作業部会：人権教育・啓発、包括的性教育、インクルーシブ教育等作業部会】

- ① 優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶のために必要な人権教育・啓発（教科書・学習指導要領の改訂の問題、人権教育・啓発に関する基本計画に基づく取組に関する議論等も含む）
- ② 性と生殖に関する健康／権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を含む包括的な性教育
- ③ インクルーシブ教育についての議論 等

【第3作業部会：偏見差別の根絶に向けた作業部会】

- ① 国内人権機関（政府から独立した人権機関）の設置
- ② 行動計画の改定
- ③ 精神科における長期入院等の問題
- ④ 障害のある人への子育て等支援
- ⑤ 意識調査
- ⑥ 資料の保存および資料館設立について 等

第4 その他の議題について

（1） 行動計画等を受けた取り組みについて

「行動計画」及び「人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）」の策定を踏まえ、関係府省庁が連携して障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた取組を推進している。今後も、継続的なフォローアップを行うとともに、原告団・弁護団・優生連の意見も踏まえ、さらなる取組や施策を推進する。

（2） 学習指導要領の改訂にむけて

国は、昨年7月の最高裁判決及びその後の「行動計画」等をうけて、かつて学習指導要領に「国民優生」等の項目を設け、学校現場において優生教育を推進してきた責任も踏まえ、優生保護法問題について学習指導要領に明記すべきとの原告団・弁護団・優生連の意見が、現在改訂作業が行われている学習指導要領において反映されるよう、作業部会において積極的に協議し、ご意見等をいただきながらしっかり検討を進める。

また、インクルーシブ教育等の問題、中央教育審議会との有機的な連携のあり方等も含め、今後、作業部会において引き続き協議する。

（3） 意識調査の実施について

優生思想及び障害者に対する偏見差別について、現状を正確に把握し、今後の偏見差別の解消に向けた施策の参考とするとともに、今後取り組まれる施策の効果等を経時的に把握するため、意識調査を実施することにつき、その方法及び内容等を、今後、作業部会において協議する。

（4） 資料の保存及び資料館の設立について

優生保護法問題にかかる資料や証言等の保存、歴史的事実を伝え、優生思想及び障害者に

対する偏見差別の解消にも資する場としての資料館を設立することの重要性に鑑み、今後、資料の保存及び資料館の設立について、作業部会において協議する。

以 上

2025（令和7）年 11 月 21 日

優生保護法被害全国原告団・同弁護団・優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会代表

北 三 郎

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）

黄川田 仁志